

ベンチャーファンド市場の健全な発展に向けた上場審査基準等の整備に係る
有価証券上場規程等の一部改正について

目 次

(ページ)

1. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	1
2. 有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表	6
3. 上場審査等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表	13

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
(新規上場申請に係る提出書類等)	(新規上場申請に係る提出書類等)
第1304条 (略)	第1304条 (略)
2 前項に規定する「有価証券新規上場申請書」には、「 <u>ベンチャーファンドに係る運用体制、商品特性、未公開株等の評価方法等に関する報告書</u> 」その他の施行規則で定める書類を添付するものとする。ただし、当該書類のうち施行規則で定める書類については、当取引所がその都度定める日までに提出すれば足りるものとする。	2 前項に規定する「有価証券新規上場申請書」には、施行規則で定める書類を添付するものとする。ただし、当該書類のうち施行規則で定める書類については、当取引所がその都度定める日までに提出すれば足りるものとする。
3～6 (略)	3～6 (略)
(上場審査の形式要件)	(上場審査の形式要件)
第1305条 ベンチャーファンドの上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。	第1305条 ベンチャーファンドの上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 新規上場申請銘柄が、次のaからhまでに適合していること。	(2) 新規上場申請銘柄が、次のaからhまでに適合していること。
a～e (略)	a～e (略)
f 規約等の記載事項	f 規約等の記載事項
新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人の規約 (<u>(d)</u> ロにおいては、これに類する書類を含む。)において、次の(a)から <u>(f)</u> までに掲げる事項が記載されていること。	新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人の規約 (<u>(e)</u> ロにおいては、これに類する書類を含む。)において、次の(a)から <u>(g)</u> までに掲げる事項が記載されていること。
(a)～(c) (略)	(a)～(c) (略)
(削る)	<u>(d) 配当可能利益を超えて金銭の分配をしない旨</u>
<u>(d)</u> (略)	<u>(e)</u> (略)
<u>(e)</u> (略)	<u>(f)</u> (略)
<u>(f)</u> (略)	<u>(g)</u> (略)
g・h (略)	g・h (略)
(上場審査)	(上場審査)
第1306条 ベンチャーファンドの上場審査は、次の各号に適合するかどうかについて行うものとする。	第1306条 ベンチャーファンドの上場審査は、次の各号に適合するかどうかについて行うものとする。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)

(3) 新規ベンチャーファンド上場申請者が、資産の運用等を健全に行うことができる状況にあること。

(4) (略)

2・3 (略)

(上場ベンチャーファンドに関する情報の開示)

第1312条 (略)

2 上場ベンチャーファンド発行者等は、次の各号のいずれかに該当する場合（第1号及び第3号に掲げる事項にあっては、施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド資産運用会社が次のaからiまでに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

a～hの2 (略)

i aから前hの2までに掲げる事項のほか、上場ベンチャーファンド又は上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド資産運用会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(4) (略)

3～7 (略)

8 上場ベンチャーファンド発行者等は、当取引所所定の「ベンチャーファンドに係る運用体制、商品特性、未公開株等の評価方法等に関する報告書」の内容に変更が生じた場合には、遅滞なく変更後の報告書を提出するものとする。この場合において、当該発行者等は、当該変更後の報告書を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

9 前項の規定にかかわらず、当該変更の内容が施行規則で定める事項に関するものであるときには、当該変更が生じた日の属する営業期間の末日の翌日から起算して3か

(新設)

(3) (略)

2・3 (略)

(上場ベンチャーファンドに関する情報の開示)

第1312条 (略)

2 上場ベンチャーファンド発行者等は、次の各号のいずれかに該当する場合（第1号及び第3号に掲げる事項にあっては、施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド資産運用会社が次のaからiまでに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

a～hの2 (略)

i aから前hまでに掲げる事項のほか、上場ベンチャーファンド又は上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド資産運用会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(4) (略)

3～7 (略)

(新設)

(新設)

月以内に変更後の報告書の提出を行うことができるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、当該変更が当該各号に規定する事項に起因するものであるときは、この限りではない。

(1) 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド資産運用会社の異動が生じた場合

(2) 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド資産運用会社が合併その他施行規則で定める行為（第1318条第1項第2号c及びdにおいて「合併等」という。）を行った場合

(3) 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド資産運用会社の親会社の異動が生じた場合

10 第401条、第411条の2、第413条から第414条まで及び第416条の規定は、前各項の規定に基づく開示について、第415条、第417条、第443条及び第450条の規定は、上場ベンチャーファンド発行者等についてそれぞれ準用する。

(上場廃止基準)

第1318条 上場ベンチャーファンドが次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止するものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) (略)

(2) 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド資産運用会社が次のaからeまでのいずれかに該当する場合は、当該上場ベンチャーファンドの上場を廃止する。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。

a・b (略)

c 当該上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド資産運用会社でなくなった場合 (合併等に起因する場合を除く。)

8 第401条、第411条の2、第413条から第414条まで及び第416条の規定は、前各項の規定に基づく開示について、第415条、第417条及び第443条の規定は、上場ベンチャーファンド発行者等についてそれぞれ準用する。

(上場廃止基準)

第1318条 上場ベンチャーファンドが次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止するものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) (略)

(2) 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド資産運用会社が次のaからcまでのいずれかに該当する場合は、当該上場ベンチャーファンドの上場を廃止する。ただし、当該資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社が行っていた業務が他の資産運用会社に引き継がれ、かつ、当該他の資産運用会社が「ベンチャーファンド上場契約書」を提出するほか、当該上場ベンチャーファンドが第1306条第1項各号に適合する場合は、この限りでない。

a・b (略)

c 当該上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド資産運用会社でなくなった場合

d 合併等を行った場合（当該合併等が当該上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド資産運用会社のみ又は当該上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド資産運用会社と他の上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド資産運用会社のみとの間で行われる場合を除く。）であつて、当該合併等が行われる前における当該上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人の資産の運用に係る業務の運営体制が当該合併等が行われた後において実質的に存続していないと当取引所が認めるとき。

e 当該上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド資産運用会社の親会社の異動が生じた場合であつて、当該異動が生じる前における当該上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人の資産の運用に係る業務の運営体制が当該異動が生じた後において実質的に存続していないと当取引所が認めるとき。

2 上場ベンチャーファンドの銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) ～ (6) (略)

(7) 規約等の記載事項

上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人の規約（d (b) においてはこれに類する書類を含む。）において、次の a から f までのいずれかに掲げる変更が行われる場合

a ～ c (略)

(削る)

d (略)

e (略)

f (略)

(8) ～ (12) (略)

3・4 (略)

(上場に関する料金)

第1323条 新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人及び上場ベンチャ

(新設)

(新設)

2 上場ベンチャーファンドの銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) ～ (6) (略)

(7) 規約等の記載事項

上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人の規約（e (b) においてはこれに類する書類を含む。）において、次の a から g までのいずれかに掲げる変更が行われる場合

a ～ c (略)

d 配当可能利益を超えて金銭の分配をしない旨の定めがなくなること。

e (略)

f (略)

g (略)

(8) ～ (12) (略)

3・4 (略)

(上場に関する料金)

第1323条 新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人及び上場ベンチャ

ーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人は、上場審査料、予備審査料、上場廃止に係る審査料、新規上場料、追加発行時の追加上場料及び年間上場料その他の上場に関する料金を施行規則で定めるところにより支払うものとする。

ーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人は、上場審査料、予備審査料、新規上場料、追加発行時の追加上場料及び年間上場料その他の上場に関する料金を施行規則で定めるところにより支払うものとする。

付 則

- 1 この改正規定は、令和4年12月26日から施行する。
- 2 改正後の第1305条第1項第2号及び第1306条第1項第3号の規定は、この改正規定施行の日以後に上場を申請するベンチャーファンドから適用する。

有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(第6編における定義)</p> <p>第1201条 この編において、「インフラ関連有価証券」、「インフラ資産」、「インフラ資産等」、「インフラ投資資産」、「インフラファンド」、「運用資産等」、「オペレーター」、「外国インフラファンド」、「外国インフラファンド信託受益証券」、「カンントリーファンド」、「管理会社」、「自己投資口」、「上場インフラファンド」、「上場外国インフラファンド」、「上場外国インフラファンド信託受益証券」、「上場カンントリーファンド」、「上場後5年以内の株券等」、「上場後5年以内の継続保有株券等」、「上場後5年を経過した継続保有株券等」、「上場内国インフラファンド」、「上場不動産投資信託証券」、「上場ベンチャーファンド」、「信託会社等」、「信託受託者」、「新投資口予約権証券」、「適性インフラ投資資産」、「内国インフラファンド」、「不動産関連資産」、「不動産等」、「不動産投資信託証券」、「ベンチャーファンド」、「未公開株等」、「未公開株等関連資産」、「未公開株等評価機関」及び「流動資産等」とは、それぞれ規程第1201条に規定するインフラ関連有価証券、インフラ資産、インフラ資産等、インフラ投資資産、インフラファンド、運用資産等、オペレーター、外国インフラファンド、外国インフラファンド信託受益証券、カンントリーファンド、管理会社、自己投資口、上場インフラファンド、上場外国インフラファンド、上場外国インフラファンド信託受益証券、上場カンントリーファンド、上場後5年以内の株券等、<u>上場後5年以内の継続保有株券等</u>、<u>上場後5年を経過した継続保有株券等</u>、上場内国インフラファンド、上場不動産投資信託証券、上場ベンチャーファンド、信託会社等、信託受託者、新投資口予約権証券、適性インフラ投資資産、内国インフラファンド、不動産関連資産、不動産等、不動産投資信託証券、ベンチャーファンド、未公開株等、未公開株等関連資産、未公開株等評価機関及び流動資産等をいう。</p> <p>2～10 (略)</p>	<p>(第6編における定義)</p> <p>第1201条 この編において、「インフラ関連有価証券」、「インフラ資産」、「インフラ資産等」、「インフラ投資資産」、「インフラファンド」、「運用資産等」、「オペレーター」、「外国インフラファンド」、「外国インフラファンド信託受益証券」、「カンントリーファンド」、「管理会社」、「自己投資口」、「上場インフラファンド」、「上場外国インフラファンド」、「上場外国インフラファンド信託受益証券」、「上場カンントリーファンド」、「上場後5年以内の株券等」、「上場後5年以内の継続保有株券等」、「上場後5年を経過した継続保有株券等」、「上場内国インフラファンド」、「上場不動産投資信託証券」、「上場ベンチャーファンド」、「信託会社等」、「信託受託者」、「新投資口予約権証券」、「適性インフラ投資資産」、「内国インフラファンド」、「不動産関連資産」、「不動産等」、「不動産投資信託証券」、「ベンチャーファンド」、「未公開株等」、「未公開株等関連資産」、「未公開株等評価機関」及び「流動資産等」とは、それぞれ規程第1201条に規定するインフラ関連有価証券、インフラ資産、インフラ資産等、インフラ投資資産、インフラファンド、運用資産等、オペレーター、外国インフラファンド、外国インフラファンド信託受益証券、カンントリーファンド、管理会社、自己投資口、上場インフラファンド、上場外国インフラファンド、上場外国インフラファンド信託受益証券、上場カンントリーファンド、上場後5年以内の株券等、上場内国インフラファンド、上場不動産投資信託証券、上場ベンチャーファンド、信託会社等、信託受託者、新投資口予約権証券、適性インフラ投資資産、内国インフラファンド、不動産関連資産、不動産等、不動産投資信託証券、ベンチャーファンド、未公開株等、未公開株等関連資産、未公開株等評価機関及び流動資産等をいう。</p> <p>2～10 (略)</p>

(監理銘柄の指定の取扱い)

第1235条 (略)

2・3 (略)

4 前項の場合において、当取引所が必要と認めるときは、監理銘柄への指定期間の始期については、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める時とし、監理銘柄への指定期間の終期については、同項各号において監理銘柄への指定期間の最終日として規定する日の当取引所がその都度定める時とすることができるものとする。

(1) (略)

(2) 前項第1号の2から第5号までに掲げる場合
当取引所がその都度定める時

(有価証券新規上場申請書の添付書類)

第1302条 (略)

2 規程第1304条第2項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1)～(3) (略)

(3)の2 当取引所所定の「ベンチャーファンドに係る運用体制、商品特性、未公開株等の評価方法等に関する報告書」

(4) 新規上場申請に係るベンチャーファンドの発行者である投資法人（以下「ベンチャーファンド発行投資法人」という。）の規約

(5)～(9) (略)

3～5 (略)

(新規上場申請に係る提出書類の公衆縦覧)

第1304条 規程第1304条第6項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1) 第1302条第2項第3号の2（同条第5項第1号a又は第2号aによる場合を含む。）に掲げる書類

(1)の2 第1302条第2項第4号（同条第5項第1号a又は第2号aによる場合を含む。）に掲げる書類

(監理銘柄の指定の取扱い)

第1235条 (略)

2・3 (略)

4 前項の場合において、当取引所が必要と認めるときは、監理銘柄への指定期間の始期については、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める時とし、監理銘柄への指定期間の終期については、同項各号において監理銘柄への指定期間の最終日として規定する日の当取引所がその都度定める時とすることができるものとする。

(1) (略)

(2) 前項第2号から第5号までに掲げる場合
当取引所がその都度定める時

(有価証券新規上場申請書の添付書類)

第1302条 (略)

2 規程第1304条第2項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1)～(3) (略)

(新設)

(4) 新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人の規約

(5)～(9) (略)

3～5 (略)

(新規上場申請に係る提出書類の公衆縦覧)

第1304条 規程第1304条第6項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(新設)

(1) 第1302条第2項第4号（同条第4項第1号a又は第2号aによる場合を含む。）に掲げる書類

(2) 第1302条第2項第7号(同条第5項第1号aによる場合を含む。)に掲げる書類

(3)・(4) (略)

(上場ベンチャーファンドに関する情報の開示の取扱い)

第1326条 (略)

2～4 (略)

5 規程第1312条第9項に規定する施行規則で定める事項とは、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が認める事項をいう。

6 規程第1312条第9項第2号に規定する施行規則で定める行為とは、会社分割、株式交換、株式移転、株式交付及び事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けをいう。

(上場ベンチャーファンドの発行者等に係る上場廃止基準の取扱い)

第1329条 (略)

2・3 (略)

4 規程第1318条第1項第2号ただし書に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 次のaからcまでのいずれにも該当する場合

a 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人からその資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社(以下「ベンチャーファンド資産運用会社」という。)が行っていた業務が他の資産運用会社に引き継がれること(ベンチャーファンド資産運用会社が合併等(合併又は第1326条第6項に掲げる行為をいう。以下この号において同じ。)を行った場合又はベンチャーファンド資産運用会社において親会社の異動が生じた場合は、当該合併等の当事者である資産運用会社又は当該親会社の異動が生じたベンチャーファンド資産運用会社において当該上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人の資産の運用に係る業務が引き続き行われること。)

b 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人及び前a

(2) 第1302条第2項第7号(同条第4項第1号aによる場合を含む。)に掲げる書類

(3)・(4) (略)

(上場ベンチャーファンドに関する情報の開示の取扱い)

第1326条 (略)

2～4 (略)

(新設)

(新設)

(上場ベンチャーファンドの発行者等に係る上場廃止基準の取扱い)

第1329条 (略)

2・3 (略)

(新設)

に定める他の資産運用会社（ベンチャーファンド資産運用会社が合併等を行った場合又はベンチャーファンド資産運用会社において親会社の異動が生じた場合にあつては、当該合併等の当事者である資産運用会社又は当該親会社の異動が生じたベンチャーファンド資産運用会社）が、業務を引き継いだ後直ちに（ベンチャーファンド資産運用会社が合併等を行った場合又はベンチャーファンド資産運用会社において親会社の異動が生じた場合にあつては、同号d又はeに該当した後直ちに）、「ベンチャーファンド上場契約書」を提出すること。

c 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド資産運用会社が規程第1318条第1項第2号aからeまでのいずれかに該当した日以後最初に終了する当該上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人の営業期間の末日から1年を経過する日（当該1年を経過する日が当該上場投資法人の営業期間の末日に当たらない場合は、当該1年を経過する日の直前営業期間の末日）までの期間内に、当該上場ベンチャーファンドが規程第1306条第1項各号に適合すると当取引所が認めること。

(2) 次のa及びbのいずれにも該当する場合

a 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド資産運用会社が行っていた業務が他の上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド資産運用会社に引き継がれること。

b 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人及び前aに定める他の上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド資産運用会社が、業務を引き継いだ後直ちに、「ベンチャーファンド上場契約書」を提出すること。

5 前項第1号cに定める規程第1306条第1項各号に適合するかどうかの審査は、上場ベンチャーファンド発行者等からの申請に基づき行うものとする。

(新設)

6 前項の申請を行う場合は、当該上場ベンチャーファンド発行者等は、幹事取引参加者が作成した当取引所所定の「上場適格性

(新設)

調査に関する報告書」を提出するものとする。

7 当取引所は、第5項の審査のため必要と認めるときには、上場ベンチャーファンド発行者等に対し参考となるべき報告又は資料の提出その他当該審査に対する協力を求めることができるものとする。

8 上場ベンチャーファンド発行者等が第5項の申請を行うことができる期限は、第4項第1号cに定める期間が終了した後最初の有価証券報告書の提出日から起算して8日目（休業日を除外する。）の日とする。

9 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド資産運用会社が規程第1318条第1項第2号aからeまでのいずれかに該当する場合において、上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人から第4項第1号aに規定する業務の引継ぎ若しくは業務の継続、同項第2号aに規定する業務の引継ぎ若しくは同項第1号b若しくは第2号bに規定する書面の提出を行うことができない旨の報告を書面で受けたとき、前項に定める期限内に申請が行われなかったとき（当該申請が行われなことが明らかなきを含む。）又は当該上場ベンチャーファンドが規程第1306条第1項各号に適合しないと当取引所が認めたときに、同号に該当するものとして取り扱う。

10 (略)

11 (略)

12 (略)

13 (略)

14 (略)

15 (略)

16 (略)

17 (略)

18 (略)

19 (略)

(監理銘柄の指定の取扱い)

第1331条 当取引所は、上場ベンチャーファンドが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該上場ベンチャーファンドを規程第1321条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、第4号の3、第8号、第9号、第14号又は

(新設)

(新設)

4 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド資産運用会社が規程第1318条第1項第2号aからcまでのいずれかに該当する場合において、上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人から同号ただし書に規定する業務の引継ぎ又は書面の提出を行うことができない旨の報告を書面で受けたときは、同号に該当するものとして取り扱う。

5 (略)

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9 (略)

10 (略)

11 (略)

12 (略)

13 (略)

14 (略)

(監理銘柄の指定の取扱い)

第1331条 当取引所は、上場ベンチャーファンドが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該上場ベンチャーファンドを規程第1321条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、第8号、第9号、第14号又は第15号のい

第15号のいずれかに該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

(1)～(4) (略)

(4)の2 第1329条第4項第1号cに定める期間の最終日までに、規程第1306条第1項各号に適合することが確認できない場合（次号に掲げるときを除く。）

(4)の3 第1329条第4項第1号cに定める期間の最終日までに、規程第1306条第1項各号に適合することが確認できない場合であって、当該基準に適合するかどうかの審査を行っているとき。

(5)～(15) (略)

2 (略)

3 前2項の場合における監理銘柄への指定期間は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める時から当取引所が当該上場ベンチャーファンドを上場廃止するかどうかを認定した日までとする。

(1) (略)

(1)の2 第1項第4号の2に該当した場合

第1329条第4項第1号cに定める期間の最終日の翌日

(2)・(3) (略)

(4) 第1項第4号の3、第8号、第9号及び第12号から第15号までのいずれかに該当した場合

当取引所が必要と認めた日

(5) (略)

4 前項の場合において、当取引所が必要と認めるときは、監理銘柄への指定期間の始期については、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める時とし、監理銘柄への指定期間の終期については、同項各号において監理銘柄への指定期間の最終日として規定する日の当取引所がその都度定める時とすることができるものとする。

(1) (略)

(2) 前項第1号の2から第5号までに掲げる場合

当取引所がその都度定める時

(上場等に関する料金の取扱い)

いずれかに該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

(1)～(4) (略)

(新設)

(新設)

(5)～(15) (略)

2 (略)

3 前2項の場合における監理銘柄への指定期間は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める時から当取引所が当該上場ベンチャーファンドを上場廃止するかどうかを認定した日までとする。

(1) (略)

(新設)

(2)・(3) (略)

(4) 第1項第8号、第9号及び第12号から第15号までのいずれかに該当した場合

当取引所が必要と認めた日

(5) (略)

4 前項の場合において、当取引所が必要と認めるときは、監理銘柄への指定期間の始期については、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める時とし、監理銘柄への指定期間の終期については、同項各号において監理銘柄への指定期間の最終日として規定する日の当取引所がその都度定める時とすることができるものとする。

(1) (略)

(2) 前項第2号から第5号までに掲げる場合

当取引所がその都度定める時

(上場に関する料金の取扱い)

第1333条 規程第1323条の規定に基づく新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人及び上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人の上場審査料、予備審査料、上場廃止に係る審査料、新規上場料、追加発行時の追加上場料及び年間上場料その他の上場に関する料金は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(2)の2 上場廃止に係る審査料

上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人は、第1329条第5項に規定する審査を申請するときは、審査料として100万円を当該申請日が属する月の翌月末日までに支払うものとする。

(3)・(4) (略)

2 (略)

(テクニカル上場時の引継ぎの取扱い)

第1334条 規程第1324条に規定する施行規則で定める規定とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) (略)

(2) 第1329条第14項の規定において準用する第601条第8項

付 則

この改正規定は、令和4年12月26日から施行する。

別添8 運用資産に係る書面の記載要領

運用資産に係る書面に記載する事項を次のとおり定める。

I・II (略)

(削る)

第1333条 規程第1323条の規定に基づく新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人及び上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人の上場審査料、予備審査料、新規上場料、追加発行時の追加上場料及び年間上場料その他の上場に関する料金は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(新設)

(3)・(4) (略)

2 (略)

(テクニカル上場時の引継ぎの取扱い)

第1334条 規程第1324条に規定する施行規則で定める規定とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) (略)

(2) 第1329条第9項の規定において準用する第601条第8項

別添8 運用資産に係る書面の記載要領

運用資産に係る書面に記載する事項を次のとおり定める。

I・II (略)

(注) I及びIIにおいて、「上場後5年以内の株券等」とあるのは、当分の間、「上場後10年以内の株券等」とする。

上場審査等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>XV ベンチャーファンドの新規上場審査</p> <p>(開示の適正性)</p> <p>3. 規程第1306条第1項第2号に定める事項についての上場審査は、次の(1)及び(2)に掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>新規ベンチャーファンド上場申請者が、資産の運用等に重大な影響を与える事実等の情報を適時、適切に開示することができる体制にあること。</u></p> <p><u>(資産運用等の健全性)</u></p> <p>4. <u>規程第1306条第1項第3号に定める事項についての上場審査は、次の(1)から(4)までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。</u></p> <p><u>(1) 新規ベンチャーファンド上場申請者が資産の運用等にあたって、新規上場申請銘柄の投資主の利益を害することがないように、適切な体制を整備していること。</u></p> <p><u>(2) 新規ベンチャーファンド上場申請者が、次のa及びbに掲げる事項その他の事項から、スポンサーの企業グループとの間で、取引行為その他の資産の運用等を通じて不当に利益を供与又は享受していないと認められること。</u></p> <p><u>a 新規ベンチャーファンド上場申請者とスポンサーの企業グループとの間に取引が発生している場合において、当該取引が取引を継続する合理性及び取引価格を含めた取引条件の妥当性を有すること。</u></p> <p><u>b スポンサーの企業グループが自己の利益を優先することにより、新規上場申請銘柄の投資主の利益が不当に損なわれる状況にないこと。</u></p> <p><u>(3) 新規ベンチャーファンド上場申請者が資産の運用等を有効に行うため、その内部管理体制が、次のa及びbに掲げる事項その他の事項から、相応に整備され、適切に運用されている状況にあると認められること。</u></p>	<p>XV ベンチャーファンドの新規上場審査</p> <p>(開示の適正性)</p> <p>3. 規程第1306条第1項第2号に定める事項についての上場審査は、次の(1)及び(2)に掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>ベンチャーファンドの新規上場を申請した者が、資産の運用等に重大な影響を与える事実等の情報を適時、適切に開示することができる体制にあること。</u></p> <p>(新設)</p>

a 新規ベンチャーファンド上場申請者の企業グループの経営活動の効率性及び内部牽制機能を確保するに当たって必要な経営管理組織が、相応に整備され、適切に運用されている状況にあること。

b 新規ベンチャーファンド上場申請者の企業グループの内部監査体制が、適切に整備、運用されている状況にあること。

(4) 新規ベンチャーファンド上場申請者が資産の運用等に当たって、法令等を遵守するための有効な体制が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。

(公益又は投資者保護の観点)

5. 規程第1306条第1項第4号に定める事項 についての上場審査は、次の(1)及び(2)に掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

(1) 新規ベンチャーファンド上場申請者の企業グループが反社会的勢力による経営活動への関与を防止するための社内体制を整備し、当該関与の防止に努めていること及びその実態が公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。

(2) (略)

付 則

この改正規定は、令和4年12月26日から施行し、同日以後に上場を申請するベンチャーファンドから適用する。

(公益又は投資者保護の観点)

4. 規程第1306条第1項第3号に定める事項 についての上場審査は、次の(1)及び(2)に掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

(1) ベンチャーファンドの新規上場を申請した者の企業グループが反社会的勢力による経営活動への関与を防止するための社内体制を整備し、当該関与の防止に努めていること及びその実態が公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。

(2) (略)